			のものは一年以内に行ったもの）により確認する。	
	車輪取付枠	［略］		
		車輪取付枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験により確認する。また、目視により異常が確認されない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル以下のものは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。	著しい錆若しくは腐食、き裂、破損又は著しい摩耗があること。
［略］	㈤ 乗物引上げ金具			
		引上げ金具の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。

			のものは一年以内に行ったもの）により確認する。	
	車輪取付枠	［同上］		
		車輪取付枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験により確認する。また、目視により異常が確認されない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル未満のものは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。	著しい錆、腐食、き裂、破損又は摩耗があること。
［同上］	㈤ 乗物引上げ金具	［項を加える。］		